デイサービス白鳥 利用契約書

通所サービス利用者

(以下「利用者」という。)と株式会社シルバ

ーアシストのぼの(以下「事業者」という。)は、利用者がデイサービス白鳥(以下「事業所」という。)において、事業者から提供される通所介護サービス・介護予防日常生活総合事業第一号通所サービスを受け、利用者がそれに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結します。

第1条 (契約の目的)

- 1 事業者は、介護保険法令の定めるところにより、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に対し通所介護サービス・介護予防日常生活総合事業第一号通所サービスを提供します。
- 2 事業者が利用者に対して実施する通所介護サービス・介護予防日常生活総合事業第一 号通所サービスの内容、利用日、利用時間、費用等の事項は、「通所介護計画・予防通 所介護計画・通所型サービス計画」(以下、「通所介護サービス計画」という)に定め るとおりとします。

第2条(契約期間)

本契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。

但し、契約期間満了の2日前までに利用者及び身元引受人から文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

第3条(通所介護サービス計画の決定・変更)

- 1事業者は、利用者に係る居宅サービス計画(ケアプラン)が作成されている場合には、 それに沿って利用者の通所介護サービス計画を作成するものとします。
- 2 事業者は、利用者に係る居宅サービス計画が作成されていない場合でも、通所介護サービス計画の作成を行います。その場合に、事業者は、利用者に対して、居宅介護支援事業者を紹介する等居宅サービス計画作成のために必要な支援を行うものとします。
- 3 事業者は、通所介護サービス計画について、利用者及び身元引受人に対して説明し、 同意を得た上で決定するものとします。
- 4 事業者は、利用者に係る居宅サービス計画が変更された場合、もしくは利用者及び身元引受人の要請に応じて、通所介サービス計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、通所介護サービス計画の変更の必要があると認められた場合には、利用者及び身元引受人と協議して、通所介護サービス計画を変更するものとします。
- 5 事業者は、通所介護サービス計画を変更した場合には、利用者及び身元引受人に対し

て書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第4条(介護保険給付対象サービス)

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、事業所において、利用者に対して、日常生活上の世話及び機能訓練を提供するものとします。

第5条(サービス利用料金の支払い)

- 1 利用者は要介護度に応じて第4条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める 所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額 分(自己負担分)を事業者に支払うものとします。
 - 但し、利用者がいまだ要介護認定を受けていない場合及び居宅サービス計画が作成されていない場合には、サービス利用料金をいったん支払うものとします。(要介護認定後又は居宅サービス計画作成後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます(償環払い)。)
- 2 前項の他、利用者は食事代とおむつ代等利用者の日常生活上必要となる諸費用実費を事業者に支払うものとします。
- 3 前 2 項に定めるサービス利用料金は 1 ヶ月毎に計算し、利用者はこれを翌月 26 日までに支払うものとします。若しくは、前 2 項に定めるサービス利用料金を、毎回のサービス利用終了時に支払うものとします。

第6条(利用日の中止・変更・追加)

- 1 利用者は、利用期日前において、通所介護サービス・介護予防日常生活総合事業第一 号通所サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加するこ とができます。この場合には、利用者及び身元引受人はサービス実施日の前日までに 事業者に申し出るものとします。
- 2 利用者が利用期日に利用の中止を申し出た場合は、重要事項説明書に定める所定の取消料を事業者にお支払いいただく場合があります。但し利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。
- 3 事業者は、第1項に基づく利用者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、 事業所が満員で契約者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能 日を利用者に提示して協議するものとします。

第7条 (利用料金の変更)

- 1 第 5 条第 1 項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。
- 2 第 5 条第 2 項及び第 3 項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、利用者に対して、変更を行う日の2 か月前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 利用者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第8条(事業者及びサービス従事者の義務)

- 1 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は利用者の体調・健康状態からみて必要な場合には主治医と連携し、契約者及 び利用者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
- 3 事業者は、利用者に対する通所介護サービス・介護予防日常生活総合事業第一号通所 サービスの提供について記録を作成し、それを5年間保管し、利用者の請求に応じて これを閲覧させ、複写物を交付するものとします。
- 4 事業者は、サービス提供時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

第9条(守秘義務等)

- 1 事業者及びサービス従事者又は従業員は、通所介護サービス・介護予防日常生活総合 事業第一号通所サービスを提供する上で知り得た利用者及び身元引受人等に関する 事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後 も継続します。
- 2 事業者は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 前 2 項にかかわらず、利用者に係る居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な 理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、 利用者及び身元引受人等の個人情報を用いることができるものとします。

第10条(利用者の施設利用上の注意義務等)

- 1 利用者は、事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- 2 利用者は、事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 3 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、身元引受人等と事業者との協議により、施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第11条(損害賠償責任)

1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により 利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。第9条に定める守秘義務に違 反した場合も同様とします。

但し、契約者又は利用者に過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況 を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償責任を減じることができるものとし ます。 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第12条(損害賠償がなされない場合)

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 一 利用者及び身元引受人等が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要 事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起 因して損害が発生した場合
- 二 利用者及び身元引受人等が、利用者へのサービスの実施にあたって必要な事項に 関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに もっぱら起因して損害が発生した場合
- 三 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由に もっぱら起因して損害が発生した場合
- 四 利用者及び身元引受人等が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合

第13条 (事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

- 1 事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。
- 2 前項の場合に、事業者は利用者に対して、既に実施したサービスについては、所定のサービス利用料金の支払いを請求できる者とします。

第14条(契約の終了事由、契約終了に伴う援助)

- 1 利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い 事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。
 - 一 利用者が死亡した場合
 - 二 要介護認定により利用者の心身の状況が自立(非該当)と判定された場合
 - 三 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業 所を閉鎖した場合
 - 四 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
 - 五 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
 - 六 第16条から第18条に基づき本契約が解約又は解除された場合
- 2 事業者は、前項第一号を除く各号により本契約が終了する場合には、利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

第15条(利用者からの中途解約)

- 1 利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者に通知するものとします。
- 2 契約者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。

- 一 第8条第3項により本契約を解約する場合
- 二 利用者が入院した場合
- 三 利用者に係る居宅サービス計画 (ケアプラン) が変更された場合

第16条(利用者からの契約解除)

利用者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービス・介護予防日常生活総合事業第一号通所サービスを実施しない場合
- 二 事業者もしくはサービス従事者が第9条に定める守秘義務に違反した場合
- 三 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者及び身元引受人等の 身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがた い重大な事情が認められる場合
- 四 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

第17条(事業者からの契約解除)

事業者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- 一 利用者又は身元引受人が契約締結時に、利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 二 利用者による第5条第1項から第3項に定めるサービス利用料金の支払いが3 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- 三 利用者が故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用 者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなど によって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

第 18 条 (精算)

第14条第1項第二号から第六号により本契約が終了した場合において、契約者が、利用者に対してすでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第10条第2項(原状回復の義務)その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、契約終了日から1週間以内に精算するものとします。

第19条(苦情処理)

事業者は、その提供したサービスに関する利用者又は身元引受人 0 らの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第21条(協議事項)

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、利用者又は身元引受人と誠意をもって協議するもの

とします。

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、契約者、事業者が記名捺印のうえ、各 1 通を保有するものとします。

令和 年 月 日

契約者

利用者 住所

氏名

利用者代理人 住所身元引受人

氏名

(利用者との関係)

事業者

所在地 三重県亀山市能褒野町 87 番地 14 事業者名 株式会社シルバーアシストのぼの 代表者氏名 代表取締役 豆子 里美 ⑩

附則

令和7年12月1日より施行(改訂03)

(改訂 02 平成 3 1年 4月 1日より施行) (初版 01 平成 2 5年 1月 1日より施行)